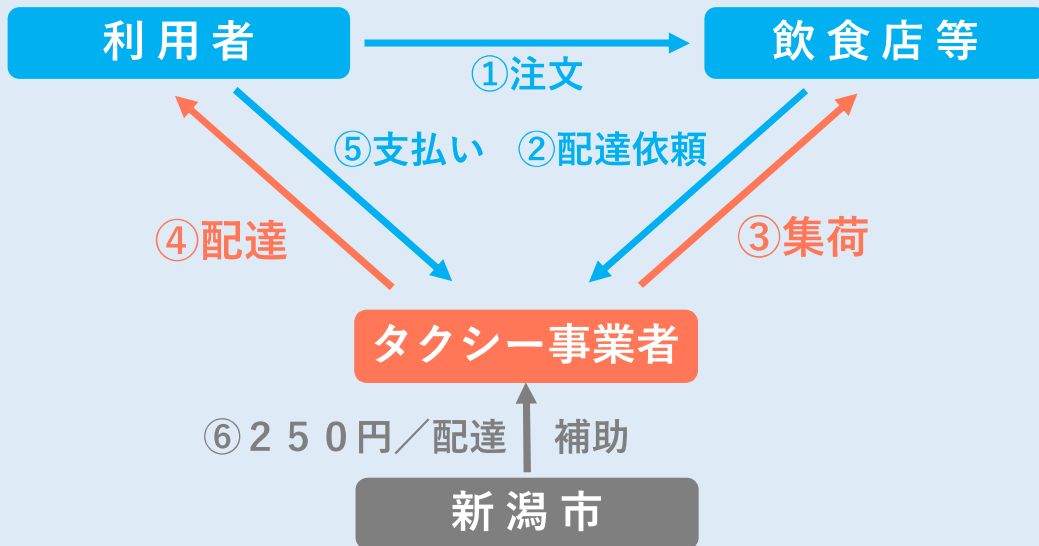


新潟市 タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 に関するお知らせ

1. 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業とは？

・新潟市では公共交通を確保維持しつつ、経済を活性化する取り組みとして、飲食店のデリバリーサービスを実施するタクシー事業者に対し、経費の一部を補助します。



2. 主な補助要件

補助要件が変更となりました

市内に営業所を有する（個人事業主においては住所をおく）タクシー事業者であること

貨物自動車運送事業法第3条に基づく一般貨物自動車運送事業の許可書の写し、または、

道路運送法第78条第3号の特例許可を得ているタクシー事業者であること

市内の飲食店等と配送事業の契約等を締結し、市域内でデリバリーサービスを実施すること

デリバリーサービスを1カ月以上実施すること

事業者が任意に設定する配達料から50円以上値引いたデリバリーサービスを実施すること など

3. 補助の内容

補助期間を延長しました

補助期間

令和3年3月31日（水）まで

申請期間

令和3年2月26日（金）まで

準備経費

上限：1万円/台
(上限：10万円/事業者)

配達料

250円/配達
(上限：110万円/法人、11万円/個人)

デリバリーサービス事業に係る10台以内の準備経費と配達料を補助します。（税抜）

デリバリーサービス事業の準備経費として、車両1台あたり1万円を補助します。

ただし、1事業者あたり10万円、1回までの交付を限度とします。

デリバリーサービス事業の配達料として、1回の配達につき250円を補助します。

ただし、法人1事業者あたり110万円、個人1事業主あたり11万円までを限度とします。

【問い合わせ】新潟市役所 都市政策部 都市交通政策課

☎ 025-226-2723

4. 交付までの流れ

